

令和4年度松前町新ビジネスモデル展開促進補助金

社会経済環境の変化に対応するため、愛媛県商工会連合会の新ビジネスモデル展開促進補助金の通常枠（以下「県連補助金」という。）を活用して、中長期の視点に立って事業の再構築又は新事業の展開を行う事業者に、上乘せの補助金を交付します。

補助対象者

以下のすべての要件に該当する中小企業者に対して、補助金を交付します。

①事業主の区分に応じそれぞれの要件を満たすこと

法人：町内に本店を置いていること

個人：(a)町内に本店を置いていること

(b)町内に住所を有していること

②県連補助金の交付決定を受けていること

③他の自治体から同種の補助金等の交付を受けていないこと

④町税及び国民健康保険税を滞納していないこと

(注) 本店とは・・・ 法人にあつては法人登記地、個人にあつては開業届出地を指します。

補助金額

補助対象経費の1/12の額（上限12万5千円）

※1 百円未満の端数は切り捨てます。

※2 補助金の仕入れに係る消費税相当額がある場合には、これを減額します。

申請書類 ※申請期限：令和4年12月15日

申請には以下の書類が必要です。

①新ビジネスモデル展開促進補助金交付申請書（様式第1号）

②県連補助金の交付決定通知書の写し

③県連補助金の交付申請書類の写し

※県連補助金の交付決定を受けたら、町へも速やかに申請を行って下さい。

変更申請

県連補助金の変更を行った場合や、町への補助申請額に変更がある場合は、変更申請が必要です。変更する場合は、以下の書類を提出して下さい。

①新ビジネスモデル展開促進事業変更承認申請書（様式第3号）

②県連補助金の変更承認を受けたことを証する書類の写し

③県連補助金の変更承認申請書類の写し

④変更経費の内訳書

※1 県連補助金の交付制度において変更承認を要しない補助事業の変更をしようとするときは、②と③の書類は省略

※2 県連補助金の交付制度において変更承認を要する補助事業の変更をしようとするときは、④の書類は省略

実績報告 ※報告期限：令和5年3月15日

補助事業が完了したときは、以下の書類を提出して下さい。

①新ビジネスモデル展開促進補助金実績報告書（様式第6号）

②県連補助金の額の確定通知書の写し

③県連補助金の実績報告書類の写し

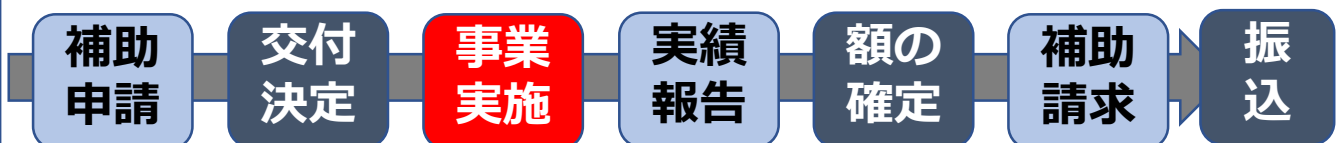
補助金請求

額の確定通知が届いたら、速やかに補助金の請求を行って下さい。

○新ビジネスモデル展開促進補助金交付請求書（様式第8号）

申請事務の流れ

申請から補助金請求までは、以下の流れで実施して下さい。



※事業に変更がある場合は変更申請も必要